解散命令公告

京都府公告

下記の組合は、その代表権を有する者が欠けており、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３第１項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成 22 年１月 21 日

京都府知事　山田　啓二

記

命令の要旨

農業協同組合法第95条の２第３号の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

農事組合法人丹後島津会

京丹後市丹後町一段小字上地和平屋敷295番地

［教示］

1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京都府知事に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができる。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となる。）京都地方裁判所に行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、決定のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

行旅死亡人

出身地福島県相馬市、住所地和歌山県白浜町、氏名中村高志（聴取日によっては孝志、孝と名乗ることもある）、生年月日昭和15年（もしくは昭和16年）６月20日、身長約170㎝、体重約60kg、船舶の塗装を生業に日当を得ながら生計を立てていた、出身地から生年月日に至るまですべて自称で、身元調査を行うも該当者なし

上記の者は、平成21年11月30日午後３時30分頃那智勝浦町立温泉病院へ搬送され、入院治療中のところ、12月14日午後２時59分肺癌により死亡する。遺体は12月16日火葬に付し、遺骨は熊野妙法山阿弥陀寺に保管しています。お心当たりの方は、当町福祉課まで申し出てください。

平成 22 年１月 21 日

和歌山県　　那智勝浦町長　寺本　眞一

無縁墳墓等改葬公告

一級水系大谷川筋通常砂防事業（総流防）のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 22 年１月 21 日　　福　岡　県

1　墳墓等所在地　福岡県うきは市吉井町富永字西内畑1503番２、1504番１、同所字八幡畑1549番２、1551番、1553番１、1553番３、1553番５、1553番６、1553番７、1554番１、1554番２

1　墳墓等の名称　不詳

1　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　釋妙華位　俗名　一木左治、釋良忍位　内藤末五郎長男　俗名　内藤敏雄、釋貞善位　一木次兵衛妻、その他不詳

1　改葬を行おうとするもの　福岡県久留米市新合川１丁目７番27号　福岡県久留米県土整備事務所長　吉田　尚史

旅行業者営業保証金の配当実施に係る公告

旅行業者営業保証金規則第４条第４項の規定により次のように公告します。

平成 22 年１月 21 日　　大阪府知事　橋下　　徹

1．被申立旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　セレブツアー・アルファ株式会社　大阪市中央区難波二丁目５番３号ティックランドビル13Ｆ

2．前号の旅行業者の登録番号　大阪府知事登録旅行業第３―2196号

3．第１号の旅行業者は、旅行業者営業保証金規則第４条第３項の規定に基づく供託物の配当実施により金3,000,000円の不足を生じたので、旅行業法第18条の規定により、この公告掲載の日から14日以内に上記不足額を供託し、供託書写しを添付してその旨を大阪府知事に届出してください。

4．第１号の旅行業者は、供託規則により登録行政庁が作成した支払委託書の写しを閲覧できます。

会社その他の公告

解散公告

当組合は、平成二十一年十一月十八日に開催の総会において、協同組合法第六十八条第四項の規定に基づき解散することを決議しましたので、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

青森県東津軽郡平内町大字清水川字大谷添九〇番地

清水川内町漁業協同組合

代表清算人　塩越　一夫

解散公告

当社は平成二十二年一月十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十九日

福島県伊達市保原町大和一〇七番地

株式会社ワールドリー福島

代表清算人　楠本　景央

解散公告

当社は、平成二十一年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

茨城県那珂市中台四四〇番地

代表清算人　野村　隆

解散公告

当社は、平成二十一年十二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

千葉県市川市中国分五丁目二七番一八号

代表清算人　髙橋　章

解散公告

当社は、平成二十一年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

千葉県市川市中国分五丁目二七番一八号

代表清算人　髙橋　章

解散公告

当組合は、平成二十一年十一月十八日に開催の総会において、協同組合法第六十八条第四項の規定に基づき解散することを決議しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

千葉市中央区南町二丁目一五番一九号

ビル二階　協和物産株式会社

代表清算人　吉田　勝洋

解散公告

当社は、平成二十一年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

東京都豊島区千早四丁目五番一八号

株式会社ＣＡＭＥＬＯＴ

代表清算人　尾関　麻里子

解散公告

当社は、平成二十一年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

東京都千代田区有楽町一丁目一二番一号

ＡＧＣビジネスアソシエイツ株式会社

代表清算人　川原　直幸

解散公告

当社は、平成二十一年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

東京都千代田区猿楽町二丁目一番三号

ビル　株式会社エス・ケイ・プラン

代表清算人　伊藤　泰侑

解散公告

当社は、平成二十一年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

東京都港区西新橋一丁目一〇番一号

代表清算人　小倉　啓義